

令和 年 月 日

東北運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者の氏名
電 話 番 号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
4. 変更を必要とする理由

運賃及び料金の種類、額及び適用方法の新旧対照表

新				旧			
別紙				別紙			
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金表（福島地区）				一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金表（福島県）			
1. 運賃				1. 運賃			
(1) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）				(1) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）			
(ア) 距離制運賃				(ア) 距離制運賃			
	初乗運賃	加算運賃			初乗運賃	加算運賃	
特定大型車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円		特定大型車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円	
大型車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円		大型車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円	
普通車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円		普通車	1.0 kmまで 円	mまで増すごとに 円	
(イ) 時間距離併用制運賃				(イ) 時間距離併用制運賃			
特定大型車	時速10 km以下の走行時間について	分 秒ごとに	円	特定大型車	時速10 km以下の走行時間について	分 秒ごとに	円
大型車	時速10 km以下の走行時間について	分 秒ごとに	円	大型車	時速10 km以下の走行時間について	分 秒ごとに	円
普通車	時速10 km以下の走行時間について	分 秒ごとに	円	普通車	時速10 km以下の走行時間について	分 秒ごとに	円
(2) 時間制運賃				(2) 時間制運賃			
特定大型車	拘束30分ごとに		円	特定大型車	拘束30分ごとに		円
大型車	拘束30分ごとに		円	大型車	拘束30分ごとに		円
普通車	拘束30分ごとに		円	普通車	拘束30分ごとに		円

2. 料金

(1) 待料金

特定大型車	分	秒までごとに	円
大型車	分	秒までごとに	円
普通車	分	秒までごとに	円

(3) 運賃及び料金の割増

- (ア) 深夜早朝割増・・・2割増
- (イ) 寝台割増・・・2割増

(4) 運賃及び料金の割引

- (a) 公共的割引
 - (ア) 身体障害者割引・・・1割引
 - (イ) 知的障害者割引・・・1割引
- (b) 遠距離割引・・・5,000円を超えた額に対して1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分

- (ア) 特定大型車
 - 道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。

(3) 運賃の割増

- (ア) 深夜早朝割増・・・2割増
- (イ) 寝台割増・・・2割増

(4) 運賃料金の割引

- (a) 公共的割引
 - (ア) 身体障害者割引・・・1割引
 - (イ) 知的障害者割引・・・1割引
- (b) 遠距離割引・・・5,000円を超えた額に対して1割引

2. 料金

(1) 待料金

特定大型車	分	秒までごとに	円
大型車	分	秒までごとに	円
普通車	分	秒までごとに	円

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分

- (ア) 特定大型車
 - 道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

(イ) 大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のもの。

(ウ) 普通車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名以下のもの。

同条に定める軽自動車で、福祉輸送事業にのみ使用するもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

備考 ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。

2. 運賃適用の順位

原則として、距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)を適用し、これにより難しい場合で特約をしたときは時間制運賃を適用する。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

(イ) 大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のもの。

(ウ) 普通車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル(ディーゼル機関を除く。)以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名以下のもの。

同条に定める軽自動車で、福祉輸送事業にのみ使用するもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

備考 ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。

2. 運賃適用の順位

原則として、距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)を適用し、これにより難しい場合で特約をしたときは時間制運賃を適用する。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃(時間距離併用制運賃を含む。)

- (a) 運賃はタクシーメーター器により算出する。
- (b) 運賃の算定は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離（一定の速度以下となった運送の場合は運送に要した時間）により算定する。
- (c) 時間距離併用制運賃は、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により一定の速度以下になった運送の場合は適用しない。

(2) 時間制運賃

- (a) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等時間距離併用制運賃により難しい運送であって、営業所等において時間制運賃による特約をした場合に適用する。
- (b) 拘束時間の算定は旅客の要求により営業所等を出発したときから旅客の運送を終了したときまでの実拘束時間による。
- (c) 拘束時間は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は30分単位に切り上げる。
- (d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- (e) 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。

(3) 待料金

- (a) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- (b) 待料金は、タクシーメーター器により算定し、時間距離併用制運賃に併算する。

(4) 運賃の割増

- (a) 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- (b) 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- (c) 割増は、距離短縮方式とする。
- (d) 2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増を重複して適用しない。

(5) 運賃料金の割引

- (a) 運賃はタクシーメーター器により算出する。
- (b) 運賃の算定は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離（一定の速度以下となった運送の場合は運送に要した時間）により算定する。
- (c) 時間距離併用制運賃は、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により一定の速度以下になった運送の場合は適用しない。

(2) 時間制運賃

- (a) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等時間距離併用制運賃により難しい運送であって、営業所等において時間制運賃による特約をした場合に適用する。
- (b) 拘束時間の算定は旅客の要求により営業所等を出発したときから旅客の運送を終了したときまでの実拘束時間による。
- (c) 拘束時間は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は30分単位に切り上げる。
- (d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- (e) 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。

(3) 待料金

- (a) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。
- (b) 待料金は、タクシーメーター器により算定し、時間距離併用制運賃に併算する。

(4) 運賃の割増

- (a) 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。
- (b) 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とする。
- (c) 割増は、距離短縮方式とする。
- (d) 2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増を重複して適用しない。

(5) 運賃料金の割引

(a) 公共的割引

- ① 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので、当該手帳を提示したときに適用する。
- ② 割引の対象運賃は、身体障害者又は知的障害者自身が乗車した区間の運賃とする。
- ③ 運賃料金の額は、時間距離併用制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は（2）により計算された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- ④ 公共的割引は、その他の割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、公共的割引同士は重複して適用しない。

(b) 遠距離割引

- ① 遠距離割引が適用される場合の運賃及び料金の額は、タクシーメーター器表示額のうち5,000円を超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- ② 公共的割引と遠距離割引が重複して適用される場合の運賃及び料金の額は、各割引制度ごとに求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。

(c) その他の割引

4. 運賃の收受方法

距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

(a) 公共的割引

- ① 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので、当該手帳を提示したときに適用する。
- ② 割引の対象運賃は、身体障害者又は知的障害者自身が乗車した区間の運賃とする。
- ③ 運賃料金の額は、時間距離併用制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は（2）により計算された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- ④ 公共的割引は、その他の割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、公共的割引同士は重複して適用しない。

(b) 遠距離割引

- ① 遠距離割引が適用される場合の運賃及び料金の額は、タクシーメーター器表示額のうち5,000円を超える額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- ② 公共的割引と遠距離割引が重複して適用される場合の運賃及び料金の額は、各割引制度ごとに求められる割引額の合計額をタクシーメーター器表示額から減じた額とする。

(c) その他の割引

4. 運賃の收受方法

距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

5. その他

- (1) 旅客の要求により、有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他の適当な方法がないためにやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

6. 運賃及び料金を適用する営業区域

5. その他

- (1) 旅客の要求により、有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。
- (2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他の適当な方法がないためにやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

6. 運賃及び料金を適用する営業区域